休職者FAX報告用紙

☆ 休職者の方が職場復帰される際に、過度な復帰計画や、手順を知らされていないことで起こる様々な不都合が発生しています。そこで、休職者の方をサポートできるよう、病気休暇中の組合員が3か月を過ぎて、まだ復職されない場合には、県教組までご報告くださるようお願いします。

☆ 病休休職者の方に対し、救援金(組合費の減額)を適用しています。

年　　月　　日

【宛先】　富山県教職員組合　　書記次長　角谷 宛

富山市千歳町1－2－7

FAX　076－441－3910

電話　076－441－4451

【報告者】

(　　) 分会　　お名前(　　)

【対象組合員名】

病気休職期間(予定)

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

・病気休暇　－　１日又は１時間単位。病気休暇願を提出。１週間未満は診断書不要。
１か月以上は代員申請ができる。**９０日を超えると、病気休職に切り替えられる。**

・病気休職　－　期間は３年以内。休職願、診断書、副申書（校長・市教委連名）を提出。
病気休職は分限処分であるため、復職には復職願、診断書、副申書等が必要。

病気休暇	病　気　休　職　３年		
←９０日→ （有給 100%）	←１年→ （有給 80%）	←１年６か月→ （無給：共済組合より休業給付） １日につき標準報酬日額×2/3	←６か月→ （無給:共済組合より附加給付） １日につき標準報酬日額×2/3
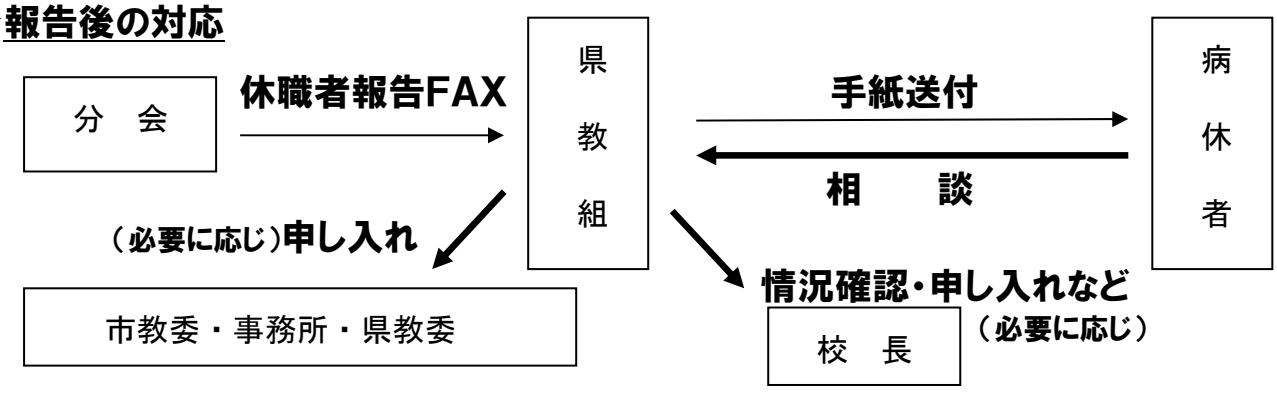
☆報告後の対応